

●香川県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年9月27日から同年10月17日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸井萩原豊浜線（241号）
- 3 道路の区域

| 区 間   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                          |
|---|-----------------|---------------|------------------------------|
| 観音寺市豊浜町和田字苗手甲<br>454番1地先から<br>観音寺市豊浜町和田字ケタ下<br>乙982番2地先まで | 12.4~12.6       | 39            | 令和4年9月27日付け香川県告示第276号で変更した区域 |

- 4 供用開始の期日 令和4年9月27日